

岩手県監査委員告示第32号

監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県企業局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年6月4日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 企業局

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成21年6月9日から同月11日まで

(2) 本監査実施日 平成21年7月27日

3 監査結果の公表の日 平成21年9月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県営建設工事の一般競争入札に係る調査基準価格の設定に当たり、調査基準価格を過大に設定していたものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県営建設工事の一般競争入札に係る調査基準価格の設定については、平成21年7月28日開催の所長・課長会議において、各所属に対して適切な事務を執行するよう周知徹底及び指導することにより再発防止に努めることとした。